

令和 4 年 6 月 3 日

第 4 5 6 回白石市議会定例会議案

目 次

第 4 0 号議案	教育委員会委員の任命について	・ ・ ・	1
第 4 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 1 号） （令和 4 年度白石市一般会計補正予算）	・ ・ ・	2
第 4 2 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 2 号） （令和 4 年度白石市一般会計補正予算）	・ ・ ・	3
第 4 3 号議案	白石市犯罪被害者等支援条例	・ ・ ・	4
第 4 4 号議案	白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	8
第 4 5 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	1 0
第 4 6 号議案	平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険 料の減免に関する条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	1 2
第 4 7 号議案	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によ る白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部 を改正する条例	・ ・ ・	1 4
第 4 8 号議案	白石市心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例	・ ・ ・	1 6

第 4 0 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 大 橋 扶美子
生年月日

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 1 号）

（令和 4 年 4 月 2 8 日専決）

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 2 号）

（令和 4 年 5 月 2 0 日専決）

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

第 4 3 号議案

白石市犯罪被害者等支援条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安全安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 市内に住所を有する者であつて、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者若しくは市内で活動している事業者をいう。

(7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市における犯罪被害者等の支援は、次の各号に掲げる理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利が尊重されるよう行われるべきものであること。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている環境その他の状況に応じて適切に行われるべきものであること。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な支援を途切れることなく行われるべきものであること。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるべきものであること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮す

るとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策及び活動の趣旨をふまえ、これに協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の相談、情報の提供等その他この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪行為により死亡した者（当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していたものに限る。）の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者（当該傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していたものに限る。）が被る経済的負担を軽減するため、規則で定めるところにより支援金を支給することができる。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 4 号議案

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「15万8,600円」を「16万1,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市議会議員及び白石市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第 4 5 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成２３年白石市条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和４年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

２０ 第１項から第３項まで、第７項、第９項、第１１項、第１３項、第１５項から第１７項及び第１９項までの規定にかかわらず、第４条第３項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和３年の国民健康保険法施行令第２９条の３第２項に規定する基準所得額を合算した額が、６００万円を超える世帯。）を除く旧避難指示区域等の被保険者については、令和４年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度」とあるのは「令和４年度」と、第５条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成２３年度から令和３年度までの申請済者を除く。）」と、「平成２３年７月３１日」とあるのは「令和４年７月３１日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用する。

第 4 6 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料
の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成２３年白石市条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- １７ 第１項から第４項まで、第６項、第８項、第１０項、第１２項から第１４項及び第１６項の規定にかかわらず、第２条第４項に係る者の内、帰還困難区域及び上位所得者（地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第１９条第２項に規定する特別控除額を控除して得た額）が６３３万円以上である者。）を除く旧避難指示区域等に住所を有している者については、令和４年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成２３年度」とあるのは「令和４年度」と、第３条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成２３年度から令和３年度までの申請済者を除く。）」と、「平成２３年７月３１日」とあるのは「令和４年７月３１日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成２３年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用する。

第 4 7 号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による
白石市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改
正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石
市国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例（令和２年白石市条例
第２２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（令和４年度における減免措置の延長）

- ４ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国
民健康保険税及び介護保険料の減免については、令和４年度分についても
、この条例の規定を適用する。この場合において、第２条及び第３条中「
令和２年２月１日から令和３年３月３１日まで」とあるのは「令和４年４
月１日から令和５年３月３１日まで」と、第４条中「令和３年１月３１日
」とあるのは「令和５年３月３１日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウ
イルス感染症の影響により収入が減少したこと等による白石市国民健康保険
税及び介護保険料の減免に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用
する。

第 4 8 号議案

白石市心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例

白石市心身障害児就学指導審議会条例（昭和53年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市教育支援委員会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 教育委員会の諮問に応じ、心身に障害のある就学予定者及び学齢児童生徒の適切な就学先の検討並びに就学後における適切な教育支援に関する助言を行うため、白石市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1項中「審議会」を「委員会」に改め、同条第2項第3号中「特殊教育関係教職員」を「特別支援教育関係教職員」に改める。

第4条第1項、第5条及び第6条中「審議会」を「委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に白石市心身障害児就学指導審議会の委員である者は、改正後の第2条第2項の規定により白石市教育支援委員会の委員として委嘱された者とみなす。

（白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第22号及び別表第2中「心身障害児就学指導審議会」を「教育支援委員会」に改める。